

出席停止の期間の基準について

◆根拠法令：学校保健安全法施行規則第3章第18条・第19条◆

- ① 第1種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- ② 第2種の感染症（結核および髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、下記の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。
- ③ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第3種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

◆第2種の感染症の出席停止期間の基準◆

病気の種類	出席停止の期間
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
風疹	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

☞ 医療機関に受診し上記の診断を受けた場合、必ず学校へ連絡をお願いします。